

(別紙1)

エネルギー使用合理化漁船等適合指針

漁船、船内に設置する漁ろう用機器（システムを含む）及び養殖・水産加工用機器が、エネルギー使用合理化に資するものであって、下記(1)及び(2)の条件に適合していることを確認すること。

1. 指針

(1) 省エネルギー効果

漁船等に設置する機器、装置、設備及び建造又は改造しようとする漁船の省エネルギー効果が、下記①、②又は③の何れかの基準に適合していること。

- ①改造しようとする漁船は、設置する機器、装置又は設備が従来同等品と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること、または、漁船全体として、省エネルギー機器、装置、システム又は省エネ船型、装備等を施したことにより、約5%以上の省エネルギー効果が見込まれるものであること。
- ②建造しようとする漁船は、被代船の燃料消費量と比較して、省エネルギー効果が約10%以上見込まれるものであること。
考え方：漁船が出港から帰港までの一操業期間における1日当りの平均燃料消費量（リットル/日、又はキロリットル/日）が、従来と比較して改造の場合で5%、建造の場合で10%以上の低減がなされるもの。
- ③養殖・水産加工用機器、装置又は設備は従来同等品と比較して、省エネルギー効果が確実に見込まれるものであること。

(2) 省エネルギー設備等

省エネルギー効果が高い設備であって、以下のいずれかに適合すること。

- ①主機関動力利用システム
(発電用機関の設置台数を削減して、主機関により発電機、冷凍用圧縮機、漁ろう用油圧ポンプ等を駆動するシステム。)
- ②環境保全型機関等
(2サイクルから4サイクルへの換装など)
- ③電気推進システム
(以下を組み合わせたもので、当該システムを採用することに伴う船体設計を含む。)
 - ・発電用原動機及び発電機に構成される発電ユニット
 - ・配電盤、インバーター（又はコンペン式始動器）により構成される配電・制御ユニット
 - ・推進器駆動用電動機、推進器等により構成される推進ユニット
- ④プロペラ
(可変ピッチプロペラ（主機関動力利用システムの一部として採用する場合、又は固定ピッチプロペラを可変ピッチプロペラに換装する場合は、自動負荷制御装置を装備すること。）、二重反転プロペラ、プロペラボス取付翼等)
- ⑤船体（設計を含む。バトックフロー船型の導入等）
- ⑥漁ろう機器、設備
(LED集魚灯、各種電動機の力率改善装置、軽量化網等)
- ⑦冷凍機器、設備
(電子式膨張弁による自動制御化、冷凍機駆動用電動機の力率改善装置、魚そう魔法瓶化、魚そう細分化等)
- ⑧排ガスエコノマイザー

⑨上記以外で、省エネルギー効果が高いことが証明可能（第三者機関等による試験データ等を提示）な機器等

2. 上記基準を確認するため、申請時に必要な書類等（*計画段階のもので可）

- ・省エネルギー機器等の仕様書（図面を含む）
- ・燃費試算書、機関性能曲線、電力調査票等の根拠データ
- ・主要目表（ex.LBD、GT、主機・補機出力、速力等）
- ・原油換算燃料使用量（様式は任意。A4用紙で1～2枚程度）

等

注1：原油換算

■ ガソリン	1 k l	=原油	0. 8 9
■ 軽油	1 k l	=原油	0. 9 9
■ A重油	1 k l	=原油	1. 0 1
■ C重油	1 k l	=原油	1. 0 8

注2：「建造」する場合は、漁船所有者が保有する漁船の解撤又は売却が前提となる。

以上